■ 金融庁の設立経緯

平成10年6月

民間金融機関等に対する検査・監督及び証券取引等の監視を担う行政機関として金融監督庁が設立 (総理府の外局) され、同年12月には金融再生委員会が設立されたことに伴い、同委員会の下に置かれる組織となりました。

平成12年7月

金融再生委員会の下に、金融監督庁を改組して金融庁が設置されました。これに伴い、これまで大蔵省が担ってきた金融制度の企画立案に関する事務も併せて担うこととなりました。

平成13年1月

中央省庁の再編により、内閣府の外局となり、また、金融再生委員会の廃止に伴い、金融機関の破綻 処理等の事務を引き継ぐこととなりました。

■ 金融行政の移り変わり

